

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成28年度第3回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成28年8月18日（木）午後1時30分から午後3時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
今村一真，大谷由美子，高島和子，水庭清隆，吉田勉（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
荒井宰，川上悟，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，吉川彩美
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・平成28年度事務事業の評価（継続評価）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人

8 発言の内容

○**執行機関** 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成28年度第3回水戸市行政評価委員会を開催させていただきます。本日は2年目評価（2事務事業）及び2事務の各事務事業の担当課が出席しておりますので、審議についてお願いいたします。それでは、議事進行につきましては、___委員長にお願いいたします。

○**___委員長** 会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それでは、会議録の公表の関係で、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。本日の会議は昨年度に実施した行政評価の総合評価が「改善継続」とされた2年目評価の2事務事業、下水道と学校関係です。それから、2事務ということで延滞金や不納欠損の在り方の四つについて議論を進めたいと思います。大体1事業につき説明と意見交換で25分程度ということで予定しておりますので、積極的な御意見を頂きたいと思います。進め方といたしましては、初めに、昨年度の総合評価に基づいて設定した改善目標と、改善目標に対する実施状況についてまとめた一次評価について各所管課から説明がありますので、それを踏まえて各委員から意見を頂き、評価案をまとめていただきたいと思います。なお、

本日は、各事務事業の担当課に出席いただいておりますので、疑問点等がある場合には、随時御質問いただければと考えております。また、審議が終了した事務事業の担当課は退席するというので、御了承願います。進め方については、以上の方法でよろしいでしょうか。それでは資料⑪「審議のスケジュール」に基づきまして進めてまいりたいと思います。なお、第1回委員会で配布されました、資料⑤の一次評価の概要と資料⑥の行政評価調書をお手元に準備してください。最初に2年目評価です。下水道事業受益者負担金滞納整理事務につきまして、所管課の下水道管理課より御説明をお願いします。

○下水道管理課 よろしく願いいたします。所管しております下水道事業受益者負担金滞納整理事務について御説明させていただきます。受益者負担金の滞納整理事務につきましては、昨年度の総合評価におきまして、督促及び催告は適切に実施しているが、不納欠損の中には未処理案件があるため、これについて差押え等の適正処理を図る必要があることから、見直しの上で継続という形になっております。改善目標として、未処理案件を解消するため、他課と連携し滞納者の実態把握に努め、差押え等の手続を適正に行う。また、自主納付を促すため、催告書の文言等を見直すこととしました。これに基づいて、税務部門が保有する情報を調査し、収入・所得や勤務先の把握に努めているほか、下水道管理課が独自に滞納上位者の預金調査を行い、調査結果に応じて「差押予告書」や勤務先を記載した「給与差押予告書」を発送するなど、徴収の強化に取り組んでおります。また、催告書の発送においても、負担金制度の説明や滞納処分の警告などの文言を工夫し、自主納付を促している状況であります。税務部門等への調査の結果、過年度からの滞納者の約12%が、収税課において滞納処分の執行停止の判断をされており、また、約15%は納付義務者が死亡している案件であることから、税務部門の調査している情報を活用しながら補足調査・追跡調査を行い、滞納処分の執行停止をするなど未処理案件の解消を図ってまいります。なお、今年度の行政評価調書作成の時点におきまして、11件の差押予告書、給与差押予告書を発送しております。現時点では預金差押えによる完納は1件、自主納付による完納は3件、納付誓約書の提出が2件という状況です。完納に至っていない案件につきましても、今後、調査結果を踏まえて適切に処理してまいります。説明は以上でございます。

○___委員長 はい。下水道事業受益者負担金について、昨日お配りした資料の中にありますように、公債権となります。委員の方々から、取組について御意見・御質問等ありましたらお願いします。もう一度確認なのですが、去年から今年にかけて新たに取組んだこと、あるいは力を入れて行ったことについて、端的に御説明いただけますか。

○下水道管理課 調査結果に基づいて、催告書ではなくて差押予告書や、勤務先を記載した給与差押予告書として、滞納処分の直接的な警告をする文言を入れた文書を送るようにしております。

○___委員長 はい。皆さんお手元の資料、手段別シートという資料に、給与差押予告書発送について記載があります。この取組について御説明いただきましたが、納付相談や電話催告などを行って、最終手段としては滞納処分となるわけですが、その前に執行停止になる、あるいは差押予告書の発送を行うなどありますが、差押予告書発送を去年から今年にかけて重点的に行ったということでしょうか。

○下水道管理課 はい。

○___委員長 差押予告書発送を11件行ったということでしょうか。

- 下水道管理課** 11件については平成28年度に入ってからです。昨年までは年間6件程度でしたが、本年度は4, 5, 6月の3か月間で差押予告書発送を11件行いました。
- 委員長** そうすると今年は30件くらい行うということですか。
- 下水道管理課** それは調査結果に基づいて、執行停止を見据えて行っていこうと思います。
- 委員長** 差押予告書を発送すると、払っていただけますか。
- 下水道管理課** 納付書も同封して送っていますので、それで払ってくださる方もいます。連絡があつて「差押予告書が来たが、実はこういう事情があつて、この金額での納付はできないです。」といった説明を受けることもあります。
- 委員長** 差押予告書発送というのはどの債権ですか。過年度分なのか、現年度分なのか。
- 下水道管理課** 過年度分です。
- 委員長** 平成27年度決算で、過年度分は収納未済額が4,000万円ですね。これに対して給与差押予告書を発送しているということですか。
- 下水道管理課** 順次発送しています。
- 委員長** 4,000万円のうち、給与差押予告書発送の対象となるのは大体どのくらいですか。過年度分として積み積もった4,000万円を、未収債権として管理していますが、その全てが給与差押予告書を発送する対象ではないですよ。
- 下水道管理課** そうです。給与所得がない方もいますし、場合によっては、給与はあつても差押禁止額、法律上一定額を超えない部分については差押えが禁止されています。
- 委員長** 給与差押予告書を発送する対象は限定的なのですね。給与がなくても、預金などがある滞納者には差押予告書は発送しないのですか。
- 下水道管理課** それも対象になっています。本年度の11件の中にもそういった方が入っています。
- 委員長** それでは、給与とかつこ書きされていますが、差押予告書と理解してよろしいでしょうか。
- 下水道管理課** はい。
- 委員長** 4,000万円の内、差押予告書を発送するのは何%くらいでしょうか。滞納額は分かりましたが、滞納件数が分からないものですから。全体数からみて、11件というのは多いのか少ないのか、どうなのでしょう。
- 下水道管理課** 件数で言うと400件程度です。
- 委員長** そうすると1件当たり10万円くらいということでしょうか。
- 下水道管理課** 金額はまちまちです。
- 委員長** 実際に差押えを行った件数はどのくらいですか。
- 下水道管理課** 平成28年度は1件、平成27年度は0件です。
- 委員長** 差押予告書を送っても、差押えをしないのはなぜでしょうか。
- 下水道管理課** 予告書を送って、納めてもらえれば問題はないです。
- 委員長** 差押予告書を送っても払わない場合は、次は差押えをするわけですが、差押えをやるかやらないかの判断はどうされているのですか。
- 下水道管理課** 差押えできる財産があれば、差押えをしていこうと考えております。た

だ、同時並行して何件も行うのは難しいですから、現時点では1件です。

○___委員長 それは1件しか行えないものでしょうか。

○下水道管理課 今後も差押予告書を送った後の未納者については、行っていこうと考えております。

○___委員長 基本的な業務の進め方は、差押予告書を発送して払ってもらえればよいし、払ってもらえなければ差押えをする考えということによろしいですか。

○下水道管理課 そのつもりで進めています。

○___委員長 そうすると差押えが1件にとどまっているのはたまたまであって、今後はもっと行う予定なのでしょうか。

○下水道管理課 そのつもりです。実施要項もございますし、納付しますと誓約書を頂くケースもございます。また完納という場合もございます。全てがその場で全額納付というわけではないです。

○___委員長 分納誓約書なども作っているのですか。

○下水道管理課 はい、毎月このくらいなら払えますという誓約書を書いていただいています。

○___委員長 その方たちは、時効は中断するのですか。

○下水道管理課 はい、中断します。

○___委員長 時効は5年ですが、それが延びるといふ債権管理をされているわけですか。

○下水道管理課 はい。生活が苦しいという方もいらっしゃるの、そういったケースも多々あります。

○___委員長 専門的な話になりますが、滞納処分をして、資力がないという場合は執行停止になって、3年くらいで免除になるのですよね。

○下水道管理課 そうです。執行停止から3年、若しくは当初の時効が満期になれば免除となります。

○___委員長 過年度分となった場合、5年で時効を迎えて市役所に債権がなくなってしまうケースと、納めてもらうケースと、市役所から執行停止・免除となるケースなどいろいろあると思います。漫然と時効を迎えていることはないと思います。時効を延ばしてもらい、分納誓約をしてもらうなどいろいろな手立てをとっていると思いますが、実際には5年経過して時効となるケースはあまりないのでしょうか。

○下水道管理課 現状では時効を迎えてしまうものがあります。

○___委員長 それは5年の間に時効延長の手續などはしていないのですか。

○下水道管理課 現状ではそういった取組ができていないので、強化していきたいと考えています。

○___委員長 先ほど言われていたように、分納誓約などをしてもらえれば延長されますよね。

○下水道管理課 延ばしていただければ時効が中断いたしますので、時効が延びる形となります。しかし、そうしない方もいます。電話にも出ていただけない、訪問しても不在という方もいます。

○___委員長 そうして5年経ってしまい、時効になってしまうのですね。

○下水道管理課 そうです。

- ___委員長 その割合はどのくらいでしょうか。
- 下水道管理課 下水道事業受益者負担金に関しては、他課で税金を滞納している方が約半数いました。つまり同一人物が税金を滞納していて、受益者負担金も滞納している方が複数いらっしゃいました。税法上、税金のほうが徴収権が上となりますから、そちらが優先されます。
- ___委員長 先ほどの差押えとなったケースは下水道管理課が行ったのですか。
- 下水道管理課 下水道管理課で行いました。
- ___委員長 財産調査なども下水道管理課で行うのですか。
- 下水道管理課 そうです。税務関係の課から情報を頂いて、その方の資産調査状況を把握することもあります。
- ___委員長 今後の課題などはありますか。あるいは、もうできることはやっているということですか。
- 下水道管理課 手段としてやるべきことはやっております
- ___委員長 滞納処分の件数が少ないと思うのですが、もう少しできないのでしょうか。
- 下水道管理課 予告書などを送って、自主納付してくれるのが一番いいと思っています。しかし納めてくれない方もいますから、差押えすべきケースについては行っていこうと考えております。
- ___委員長 5年間で時効を迎えて消滅してしまうのは、死亡していた、行方不明か連絡が取れないというのがほとんどですか。連絡が取れていて、払えるのに逃げられている、あるいはごまかされているということはないのですか。
- 下水道管理課 少なくとも接触が取ればそういうことはないです。
- ___委員長 分かりました。皆様から他に何かありますか。
- ___委員 先ほどの別紙3について、平成27年度決算の過年度分の収納未済額は4,000万円程度、件数にして400件程度ということでした。平成27年度は6件の差押予告書の発送を行っていますが、この6件が完済されたとしたら収納未済額は何%減少するのでしょうか。また、部署内において、継続的な目標の立て方はどのようにしているのでしょうか。
- 下水道管理課 目標ということ言えば、前年度、過年度の収納率で管理しております。それに対して、何件の催告書を出さなければならないとか、何件の差押えをしなければいけないとか、そういった目標は立てていません。
- ___委員 されていないのですね。
- 下水道管理課 差押えをすることが目的ではなく、きちんと納めていただくことが目的なので、差押執行件数を目標とするのはふさわしくないかと思います。
- ___委員 そうするとさらに遡って、別紙1の納付相談・電話催告という手段が記載されていますが、対象者数や手段実施者数が不明となっていますがなぜでしょうか。担当者の職員は1人となっていますが、実態としてはどうなのでしょう。丸投げとなっている、組織的な取組とは程遠い実態となっているはずだと思います。
- 下水道管理課 納付相談は統計として取ってはいませんが、財務規則に定められた催告書は、対象者に年間を通して数回送っています。これは調書の書き方があまりよろしくないと思います。実態として何件というのが正確につかめなかったから不明という形にしましたが、かなりの数の納付相談・電話催告を行っております。しつこいほどに電話もかけ

ております。

○___委員 おそらくいろいろされているだろうと思うのですが、この書類からでは実態が見えないと思います。これは個人的な意見なのですが、対象者の状況や話した際の感触を一番知っているのは納付相談や電話催告を行っている人ではないかと思います。その声を課内に反映する仕組みが必要ではないかと考えます。

○___委員長 その他に御意見はありますか。

<意見なし>

○___委員長 確認ですが、別紙3の不納欠損額が年度ごとに倍増している理由は何でしょうか。

○下水道管理課 下水道事業受益者負担金というのは、下水道整備された区域に賦課していくのですが、平成21年度に整備面積が一気に増えて、賦課額も増えたことが要因の一つです。それから5年経って時効を迎えて不納欠損となって、金額も増えてしまいました。

○___委員長 前後してしまいますが、手段別シート of 債務承認書兼納付誓約書の徴取について、平成26年度は8件、平成27年度は6件とありますが、少ないのではないのでしょうか。収納未済となっている400件の中で6件だけなのですか。

○下水道管理課 全てにおいて納付誓約書を徴取しているわけではなくて、例えば電話をしたときに支払いますという話をされた場合などは、誓約書までは取っていないケースもあります。

○___委員長 400件のうち、300件以上は5年で時効を迎えると理解してよろしいですか。

○下水道管理課 滞納者数は400件ですが、減らしてきています。

○___委員長 例えば不納欠損額は1,400万円ですが、件数では何件ですか。また、不納欠損となった理由が5年時効なのか、執行停止になって3年経過して消滅したのか、という分類はできているのでしょうか。

○下水道管理課 平成27年度に不納欠損したのは314人です。

○___委員長 その内訳は分かりますか。

○下水道管理課 人数別では出しておりません。不納欠損した期別で出しています。

○___委員長 消滅時効とか、執行停止後3年経過したなど、理由別には出していないのですか。

○下水道管理課 不納欠損にした根拠は、法令別に出しております。

○___委員長 それは今分かりますか。

○下水道管理課 人数ベースではなく、件数で出しております。例えば1人の方は3年分割で納付していただきまして、かつ年間で4回お支払いをいただくとすると、1人当たり12回の納付となります。その12回の納付に対する件数です。

○___委員長 それが理由別となるのですね。そうすると314人というのは件数で言うと1000件くらいになるのでしょうか。1人当たり1件以上は持っているのでしょうか。

○下水道管理課 人数で言うと314人です。件数では1,094件です。

○___委員長 その理由は分かりますか。

○下水道管理課 消滅時効の完成のため不納欠損となったのは1,088件です。そのうち75件は、執行停止をかけて3年経過して消滅となりました。執行停止をかけて即時消滅となったのが6件です。

○___委員長 そうすると 1,094 件のうち 1,088 件、ほとんどが 5 年の消滅時効を迎えているということですね。5 年の間に時効延長はしていないのでしょうか。相手と接触できなかったということですか。

○下水道管理課 できなかったこともあります。

○___委員長 先ほどの説明だと、接触できなかったことがほとんどなのではないですか。会えていれば分納誓約をもらうなど、何かはされているのですよね。

○下水道管理課 基本的にはそうです。調査の上で執行停止をかけるべきケースがあるかもしれません。

○___委員長 過年度分の滞納 1,094 件を、平成 27 年度決算で不納欠損とした金額が 1,400 万円。その内訳は、ほとんどが消滅時効の 5 年を過ぎて債権を消滅させている。これをどう評価するかですが、漫然と消滅時効を迎えていることはないと思います。ほとんどの場合は行方不明とか、相手と連絡が取れなくて時効延長ができずに消滅してしまうということでしょうか。また、不納欠損となった 314 人のうち 6 人しか承認書の徴取を行っていないのは少なすぎると思います。その他 300 人余りの人とは連絡が取れず、5 年経ってしまって消滅時効となったということでしょうか。

○下水道管理課 そういう人もいます。負担金は土地の所有者に対してかけるのですが、負担金をかけた時点では土地を持っていたが、後に競売にかかって土地がなくなってしまうとか、収入状況をもて払える状況ではないという例もあります。現状では払えないという形で納付いただけずに時効を迎えてしまうこともあります。

○___委員長 払えずに時効になってしまうという例は少ないのですか。

○下水道管理課 割合としては出しておりません。

○___委員長 その辺りが関心事ではあります。2 年目評価ということで、委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。資料を見る限り、少し疑問がありました。5 年の時効を迎える前に、例えば分納誓約をもっと行っていると印象が違ってくると思います。

○下水道管理課 去年は 6 件という数字でしたから、行政評価委員の方の御意見を踏まえて、3 か月間件数を増やして対応しております。

○___委員長 今年は 3 か月で増えているのは分かりました。

○下水道管理課 あと 4 期ありますから、300 人の内の 1 割以上、40 件くらいはやりたいと考えています。

○___委員長 改善しているのは分かりました。それでは行政評価としてこれで終了とするかを決定したいと思います。いかがでしょうか。

○___委員 よろしいですか。過年度分はそれとして、資料を見ると現年度分は収納率が若干下がっているように見えます。そこを上げていく取組はされていますか。

○下水道管理課 催告書を送付するタイミングを早める等の取組を考えております。

○___委員 そういった取組をされていくということですね。

○___委員長 他の委員の方は何か御質問はありますか。

<意見なし>

○___委員長 委員会としては、昨年と比べて改善はみられましたが、全体的に不納欠損している件数に対して時効延長を行う割合が不十分かと思います。やるべきことはされていて、漫然と時効を迎えているわけではないという感じも見受けられます。いかがでしょ

う、評価は終了として、指摘があった資料の不明な点を補足していただくということによろしいですか。

○___委員 金額という数字は見えているので、件数に人数も見えると良いと思います。評価する観点から言いますと、1年目の改善目標については改善に向かっていると思いますので、行政評価としては終了でいいかと思います。

○___委員長 終了という意見がありますが、皆様はいかがですか。

○___委員 死亡とかいろいろな理由で徴収できなくなってしまうケースがあるとは思いますが。

○___委員長 延滞金については徴収していないのですか。

○下水道管理課 現時点では徴収していません。

○___委員長 それはシステム導入の関係ですか。

○下水道管理課 収納対策本部会議の本部が中心となって、全庁で順次取組んでいます。

○___委員長 分かりました。委員の皆様いかがですか、

○___委員 公然と逃げってしまう人に対処していかないと、納めている人との不公平感が生まれてしまいます。滞納整理をどう進めていくかの議論の場はあるのですか。

○下水道管理課 公式な議論の場は特にありません。法律や規則にのっとって、不公平感がないように粛々と手続を進めていくしかないと思います。

○___委員 公平性、客観性を持ち続けて頑張してほしいと思います。

○___委員長 よろしいですか。行政評価としては、やるべきことはやるというスタンスで臨まれている点の評価したいと思います。それでは行政評価は終了ということによろしいですか。お疲れ様でした。

○___委員長 続きまして、2年目評価で開放学級事業保護者負担金滞納整理事務、担当部署は総合教育研究所です。去年から今年にかけての取組などを中心として、御説明をお願いします。

○総合教育研究所 よろしく申し上げます。開放学級は昨年度の総合評価におきまして、長期未回収債権について強制執行や免除等の手続の実施との評価を受けまして、見直しの上継続、改善をするということになっております。今年度は長期未回収の債権について、強制執行や免除等の手続を実施することを前提としながら、これまで県内市町村の状況調査を行ってまいりました。今後は既に時効を迎えて、かつこれまでの状況から回収の見込みが立たない平成17年分、これは実際3件で74,000円ですが、今年度内に不納欠損の手続を行ってまいりたいと考えております。また、現在は催告書を発送する際に、児童手当の申出徴収の依頼を合わせてしていますが、滞納している保護者に提出を求めることは厳しいという状況がございます。そのため、来年度分の開放学級の申込みは滞納の有無に関わらず、開放学級の申込書と同時に、児童手当の申出徴収とセットで提出していただけるよう、御理解と御協力を保護者をお願いする予定です。仮に年度内に未納が生じた場合にも、そういった対策によって、速やかに直近の児童手当から徴収することでためこまない、新たな滞納金を未然に防ぐ取組を今年度内に進めていきたいと考えております。説明は以上です。

○___委員長 はい。資料に書いてありますが、開放学級事業保護者負担金というのは年

間 9,000 万円程度発生するのですね。対象者は何人くらいでしょうか。

○総合教育研究所 2,700 人です。

○___委員長 開放学級というのはどういう人が利用するのですか。

○総合教育研究所 学校が終わった後に、保護者が働いている等、自宅で子どもをみてやれないという方を対象に、お子さんを学校でお預かりしています。先生がみるのではなく、支援員という方々を市が雇用して、その支援員が子どもたちの面倒をみている。それに対する保護者負担金です。

○___委員長 支援員という方は正職員ですか、嘱託員ですか。

○総合教育研究所 嘱託員です。

○___委員長 学校はどのくらい箇所がありますか。

○総合教育研究所 小学校は全校で行っています。

○___委員長 小学校は何校ありますか。

○総合教育研究所 33 校です。

○___委員長 33 か所で恒常的にやっているということですね。職員スタッフは嘱託員の方がやっという方々を市が雇用して、その支援員が子どもたちの面倒をみている。それに対する保護者負担金です。

○総合教育研究所 はい。

○___委員長 わかりました。予算上の科目は何になっているのですか。

○総合教育研究所 負担金です。

○___委員長 負担金ですね、これは、消滅時効は何年で扱っていますか。

○総合教育研究所 10 年です。今回初めて時効の 10 年が経過する年になります。

○___委員長 一般の債権と同じ 10 年ですね。例えば、塾は私法上の債権で、2 年という扱いです。これは 10 年ですね。

○総合教育研究所 10 年で設定しております。

○___委員長 それは水戸市だけですか。他のところはどうですか。

○総合教育研究所 県内いくつかの市町村を調査したのですが、判断はそれぞれでした。

○___委員長 分かりました。水戸市は一般の債権と一緒に 10 年ということで。誓約書をとるとか、時効中断などもされていますか。

○総合教育研究所 そういいうことは。

○___委員長 あまり管理していないということですね。確認ですが、児童手当から徴収することを検討したいとの話がありましたが、可能なのでしょうか。

○総合教育研究所 実際今もやっています。

○___委員長 それは相手方に確認して、同意書をとって行うのですか。

○総合教育研究所 保護者負担金については保護者本人の同意書が必要です。特別徴収は一切できないです。本人の同意があればできるということで今も催告書に合わせてお願いしています。

○___委員長 同意してくれる人もいますか。

○総合教育研究所 中にはいますが、やはりその率は低いので、最初から申出書をお願いしています。

- ___委員長 保護者の収入に応じて料金は変わるのですか。それとも全部一律ですか。
- 総合教育研究所 基本的には一律で、ただそこに減免の措置はあります。
- ___委員長 例えば生活保護世帯とか収入に応じて減免することも行っているのですか。
- 総合教育研究所 はい。
- ___委員長 そうすると、払えるのに払わないという人が残っているわけですね。
- 総合教育研究所 そうです。
- ___委員長 その人に対して、手段別シートにあるように督促とか、例えば少額訴訟とかは行っていないのですか。
- 総合教育研究所 法的措置はとっていないです。
- ___委員長 その辺の検討状況はどうですか。
- 総合教育研究所 今後の課題だとは思いますが、お預かりしている子どもさんたちは児童手当を受けていますから、最初は児童手当からの徴収を決定していきたいと考えております。
- ___委員長 分かりました。制度的な問題は確認しましたが、委員の皆様から質問がありましたらお願いします。
- ___委員 はい。滞納者のタイプが二極化しているとまずいなという気がしました。例えば、所得が随分あるにもかかわらずルーズだというケースと、本当に困窮しているから働いていて、子どもを世話する時間がないというケース。滞納者は全体の4%ですが、その両方のタイプが半々くらいの比率でいると仮にした場合、この溝は大きいというか、不公平感が強いと感じます。そういう滞納者の実態は見えていますか。
- 総合教育研究所 財産調査までができないので、単純に誰さんがいくら滞納になったという金額しか見えないです。応対した時に、この人は本当に資力がないのだと。
- ___委員 では、代わりに母子家庭や父子家庭の比率が高いとか低いとか、それくらいでも見えているほうがいいのではないのでしょうか。なぜこんなことを言うかという、開放学級へのニーズは高まっていくに違いないと思うからです。自分はいわゆる鍵っ子でしたが、今は鍵を渡して家へ帰っていないさいという時代ではなくて、やはり子どもの世話をしてくれる場所があってこそ、保護者は落ち着いて働けると思います。ニーズが高まっていく中で、滞納者の実態を把握する仕組みがあってもいいのではと思います。
- ___委員長 皆様いかがですか。今年は10年目という大事な年度です。今ある過年度分の収納未済額が278万円となっていますが、今年度中にどうされる予定ですか。
- 総合教育研究所 今までどおり、催告書と児童手当からの徴収をお願いしていきます。
- ___委員長 これはいわゆる私法上の債権ですね。ということは、時効期間が10年経っても、相手方が援用しないと消滅しないです。消えないのをこれからどうしようかというのが大事な問題ですが、どうされるおつもりですか。
- 総合教育研究所 10年経過して、これ以上待っても払っていただける見込みのない、その判断をどうするかということですが、それについては債権の放棄、不納欠損という形で処理していきます。
- ___委員長 債権管理条例というのが水戸市にできていましたよね。
- 総合教育研究所 はい。
- ___委員長 だから、資力がなくて払う見込みのない方は、時効を迎えれば債権放棄す

ることはできるわけですが、それに乗せようということですね。

○総合教育研究所 はい、そうです。

○___委員長 収納未済額 278 万円の内、10 年目を迎えるのは一部ですか。全部が 10 年目ではないですね。

○総合教育研究所 違います。

○___委員長 毎年数十万ずつ増えていますけど、これからどうするか。今後の判断にも影響を与えるので、なかなか難しいと思います。今言われたように、例えば全員に債務があることを承認させて、時効を中断させるという手もあります。何年後には必ず払いますという誓約書を全員に出してもらえば消滅しませんので。学校に子どもがいるわけですから行方不明者はほとんどいないと思います。

○総合教育研究所 卒業してしまっている人も 10 年の間にはいます。

○___委員長 いますけど、いなくなった人はあまりいないでしょう。

○総合教育研究所 行方不明の人は実際にはいないです。

○___委員長 それでは承認してくださいとお願いして、時効を延長することもできます。その方法も検討していただきたいです。それ以外にもいろいろな方法がありますので、判断が難しいとは思いますが。それで相手方が援用したらどうするのでしょうか。

○総合教育研究所 援用されたらもう。

○___委員長 もう終わりです。援用できますよと教えるのもおかしいし、どうするか難しいですね。他の部署の私債権のリーディングケースとか、そういうふうになるのでしょうか。

○総合教育研究所 やはり 10 年の時効を迎えた時点で、その先の見込みというものがある程度大事かと。指針になると思います。

○___委員長 うがった見方をすると、10 年でなくなるから黙っていようと、そういう人はいないですか。

○総合教育研究所 時効というものを認識しながら滞納しているかどうかは分かりません。

○___委員長 払っていない人と顔を合わせて話す場面もあると思いますが、滞納額は一人当たり 10 万円くらいですか。

○総合教育研究所 金額がまばらですが、1 か月分だけ 3, 4 千円の人もいますし、1 年間 5 万円、6 万円という人もいます。

○___委員長 数千円から 5, 6 万円ですね。

○総合教育研究所 あと、兄弟がいる方は、2 人分 10 万円くらいです。

○___委員長 お願いしますと言えば払ってくれそうな気もしますが、払ってくれない人はどのような感じの方でしょうか。

○総合教育研究所 基本的には前年度の滞納があると、新しい年度はお子さんをお預かりできないということを話して、その反応を見ます。この先もお子さんを預けたいならきちんと納めてくださいとお願いしています。

○___委員長 滞納している場合には 2 年目はお子さんを預かれないということは、話しているんですね。

○総合教育研究所 預ける必要がなくなれば滞納したままです。

- ___委員長 子どもを預ける必要がある人は、皆払ってくれているということですね。
- 総合教育研究所 今預かっている人についてはそうです。
- ___委員長 ではもう利用しなくなる人が未納になっているということですか。
- 総合教育研究所 はい。
- ___委員長 分かりました。あと何か質問はありますか。
- ___委員 児童手当の申出徴収についてですが、児童手当は幾つまで出るのですか。
- 総合教育研究所 中学3年生までです。
- ___委員 では、卒業した後の中学生からも徴収することができるのですか。そうすると、申出徴収を承認していただければ、ほぼ回収できると思いますが。
- 総合教育研究所 はい。これからの新規納入については、申出書をもらえれば回収できると思います。今までの分は課題としてありますが、今後新たな滞納を増やさないようにしたいと思います。
- ___委員 それは、滞納分についてはできないのですか。
- 総合教育研究所 申出徴収を受けた後に発生した滞納金までです。
- ___委員 現在子どもを預けている分しか取れないということですか。
- 総合教育研究所 例えば催告書を送っている方たちの中で、まだ子どもさんが小さくて児童手当を受給しているという方の場合には、その方からの申出があれば、その分は取れます。
- ___委員 取れるのですか。それを進めるのは難しいということですか。
- 総合教育研究所 そこに御理解を頂くのが難しい、滞納している人はまず出さないと。ゼロではないです。毎回少しずつしていますが、全員からそれを受け取るのは難しいです。
- ___委員長 その他質問・意見等ありましたらお願いします。

<意見なし>

- ___委員長 児童手当からの徴収についても着手されているようですし、金額的にも思いのほか払われています。ただ、時効を迎える初年度でもあって、注目されるべき対象もあるのですが、評価はどうでしょうか。これで終了という考えもありますし、今年度のこれからの対応も見せていただいて来年度で終了とするか、いかがでしょうか。
- ___委員 昨年度の3次評価で長期末回収の債権については強制執行、免除等の手続をする必要があるという意見が出ていました。債権が10年目を迎えることを含めて、来年度まで持ち越しかと思います。
- ___委員長 はい。今年は重要な年なので、来年に今年度の取組を見せていただいて終了という意見がありましたが、いかがですか。ではお手数をかけますが、今年度頑張ってください、来年度の結果を見るということで継続してお願いしたいと思います。ではよろしくをお願いします。
- ___委員長 最後に、不納欠損処理及び延滞金徴収事務について、収税課より説明を頂いて、意見交換をしたいと思います。
- 収税課 よろしくをお願いします。不納欠損処理については、昨年度の総合評価において、適切な処理に向けて共通の様式で管理するなど、不納欠損処理の事由を明確にする必要があるとの評価を受けました。そのため、昨年度の収納対策本部会議において、別紙共通様

式で管理することを決定いたしました。今年度の収納対策本部会議から、当該様式に基づいて各課から報告を行うことで不納欠損の管理をしております。延滞金の徴収については、昨年度の総合評価において、システム改修のスケジュールを設定することとの評価を受けました。そのため、税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例に定めのある公債権について、順次延滞金を導入する方針を定め、保育所保護者負担金・家庭的保育事業保護者負担金から延滞金徴収のための環境を整備することとして、収納担当の幼児教育課とシステム担当の情報政策課と連携して調整を進めてきました。また、システムの改修に向けて現システムの委託業者と打合せを行い、平成 29 年度の稼働を目指してまいりました。しかしながら、現システムのリース期間が平成 29 年度末で終了となることから、リース期間の終了に合わせたシステムの改修とするため、システム改修を 1 年先送りとしました。その他の公債権については、幼児教育課の環境整備完了後、その実績を踏まえて順次環境を構築してまいります。以上で説明を終わります。

○___委員長 はい。まず不納欠損については共通の様式を定めていただきました。今までは取扱いが統一されていなかったため課題となっていました。収税課の努力により共通の取扱様式が示されました。延滞金については、システム改修が 1 年ほど遅れるとのこと。保育所保護者負担金から着手していくとの考えが示されました。何か御意見はありますか。

<意見なし>

○___委員長 では私から。新しく平成 27 年度不納欠損事由一覧をまとめていただきましたが、既に記載されているのでしょうか。

○収税課 7 月に収納対策本部会議を行いまして、収入未済額 500 万円以上の税、料につきましては、担当各課から収納率あるいは滞納整理の状況を報告していただきます。それに加えて、不納欠損事由一覧を提出していただいています。

○___委員長 報告されているということですか。

○収税課 はい。

○___委員長 先ほどの開放学級が記載されたものはありますか。

○収税課 今は手元にはありませんが、提出はされています。

○___委員長 それがあると非常に分かりやすいと思います。話は別になりますが、平成 27 年度は、非強制徴収債権の放棄はありましたか。

○収税課 数はさほどなかったと思います。

○___委員長 これをまとめたものはありますか。

○収税課 各課の個別の帳票となります。

○___委員長 水戸市としてまとめたものはないということですか。

○収税課 各課でこの様式を使って報告していただいています。

○___委員長 実際にこれはおかしいのではというチェックは、収税課が行っているのですか。

○収税課 なかなか数字までチェックできていません。各課の責任において行っていただいています。今年度一回目となりまして、来年度、再来年度と継続して報告していきます。年度間の比較ができるようになりましたので、その点では管理が容易になったと考えています。

○___委員長 分かりました。資料の公表はされるのですか。

○収税課 今のところ公表は行っていません。

○___委員長 インターネットなどで公表していないということですか。その理由は何ですか。

○収税課 特別な理由はないです。

○___委員長 各市町村の監査結果を見ると、不納欠損処理についてまとめて公表しているところもあります。監査委員のほうで重要なデータになると思います。公表したほうがいいと思いますので、御検討いただければと思います。あとは不納欠損処理で何かありますか。延滞金のことで結構です。いずれも収税課が対応となります。何か御意見、御質問があればお願いします。

<意見なし>

○___委員長 では私から。延滞金について、法的には公債権となりますが、水戸市はほとんど取っていないとのことでした。そのため、昨年の評価で問題視しまして、取り組んでいただくこととなりましたが、実際に取る費目は何でしょうか。保育料だけですか。

○収税課 昨年度の収納対策本部での決定は、保育所保護者負担金と家庭的保育事業保護者負担金の二つの公債権を手始めとしました。その他にも下水道使用料や、し尿処理手数料といった公債権がありますので、そちらについては幼児教育課の公債権をシステム化して導入し、モデルケースとします。それによって具体的な導入スケジュールを組んでいこうと考えております。

○___委員長 具体的にはいつから始まるのですか。

○収税課 当初の予定では平成 28 年度中にシステム開発をして、平成 29 年度稼働を考えていましたが、今使っているシステムのリース期間が平成 29 年度末で終わってしまいます。システム改修をするにはタイミングとして難しいので、関係各課と協議をしまして、平成 30 年度 4 月稼働を目指すこととなりました。

○___委員長 今のシステム業者を延長する可能性はあるのですか。

○収税課 情報政策課が、具体的にどうしていくか詰めております。

○___委員長 分かりました。いずれにしても平成 30 年度から始まって、保育所関係のみに限るとのことですか。下水道は行わないのですか。

○収税課 はい、あくまでもこの段階では幼児教育課を先行して導入して、その過程で課題を整理していこうと考えております。

○___委員長 そのシステムは保育料のシステムですか。下水道のシステムはまた別になるのですか。

○収税課 はい、個別にシステムを組むこととなります。

○___委員長 分かりました。家賃などはどうなるのですか。

○収税課 市営住宅家賃は私債権となるので、まずは公債権を優先して、延滞金徴収に取り組んでいるところです。

○___委員長 調査したところ、公営住宅で延滞金を取っている自治体もあります。私債権だから取れないというわけではない、という見解もあります。自治体で分かれるのは仕方ないことだと思います。公債権からやろうというのも考え方の一つだと思います。まずは保育料から取り組んで、その後下水道をやるということですか。

○**収税課** 下水道をやるのか、し尿処理をやるのか、どれから手を付けるか検討していきます。

○**委員長** 公債権から始めたいというのはいいと思いますが、滞納額が大きいのは保育料なのですか。

○**収税課** 保育料は滞納額が大きいので、今回一番始めに持ってきました。次に滞納額が大きいのは下水道になりますが、下水道は水道料金と合わせて徴収しているため、システムの兼ね合いの部分で水道と下水道を合わせるのか、考え方を擦り合わせていかななくてはなりません。調整が必要なので、次に下水道を選ぶかは状況次第です。

○**委員長** 分かりました。論理的であり、取り組み方としては素晴らしいと思います。他に何か質問はありますか。

○**委員** マイナンバーの導入について、システム上効果的に生かせる可能性はあるのでしょうか。逆にリスクの可能性もあるのではないのでしょうか。今の会話だとシステムありきに聞こえますし、システムそのもののセキュリティに不安な部分もある。こういう時代に行政としてどこまで個人情報に紐付けが可能で、それに対してトータルな徴収が見通せるのかを教えてくださいたいと思います。

○**収税課** 今回の延滞金のシステムについては、マイナンバーとは直接関係ありません。セキュリティの問題もありますから、マイナンバー導入の際は十分に検討していかなくてはならないと考えております。システムについては、市税の延滞金徴収が近年ようやくできるようになりました。これは現行システムが延滞金の管理に当たって、時効の管理という概念を取り込むことできちんと請求できるようになったという背景があります。今の幼児教育課のシステムには、時効管理という概念が入っていないため、誤って請求してしまうリスクがあります。そこはきちんと管理すべきと考えております。

○**委員** 一元的な管理というと、紐付けの必要もあると思います。

○**収税課** それぞれのシステムにマスターを持たせて管理しています。物理的に切り離している状態です。仮にどこかのマスターが侵入された時、こちらのシステムも侵入されるかといったら、それは別の話になります。

○**委員** 分かりました。

○**委員長** 他に御意見はありますか。

<意見なし>

○**委員長** どこの自治体でも延滞金の徴収や不納欠損処理は難しいところがあります。それを収税課さんが取りまとめているので、水戸市としては統一的な処理が可能となりつつあるので、非常にいいと思います。いかがでしょうか、このまま取り組んでいただいて、あとは資料を公表すべきではないか、マイナンバーとの紐付け、延滞金は水道と下水道と合わせて徴収することはシステムの的に可能か等要望もありましたが、おおむね方向性は示されたと思います。この形で引き続き責任を持って取り組んでいただくということで、評価は終了してよろしいでしょうか。ではよろしくお祈いします。今日の議事は以上となります。執行機関より、今後のスケジュールの御説明をお願いします。

○**執行機関** それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。次回は9月2日金曜日午後1時30分から、場所は本庁舎南側臨時庁舎3階中会議室になります。

次回の委員会では、28年度対象事務事業について、委員の皆様のヒアリングに基づいた答

申案を使って審議を行いたいと考えております。8月25日木曜日までに、答申案を執行機関へ御提出いただきますようよろしくお願いいたします。今後のスケジュールについては以上でございます。

○委員長 ただ今執行機関から説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ございますか。それでは8月25日までに、答申案の御提出をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第3回の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。